

甲府市認知症カフェ運営事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

介護保険法に規定する地域支援事業における包括的支援事業のうち、認知症カフェ運営事業を効果的に達成できる事業者を公募型プロポーザル方式により優先的交渉権者として選考する。

2 事業概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集うことができる「認知症カフェ」（通称：オレンジカフェ）を開設し運営する。（詳細は「甲府市認知症カフェ運営事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照）

3 募集数

認知症カフェの実施箇所は、2箇所とする。

ただし、地域包括支援センターの1つである中央ほうかつ（春日・相生・穴切・朝日）の担当地域を除く。

4 参加資格要件

- (1) 甲府市内に所在し、仕様書に定める事業内容の履行及び人員配置が可能な法人であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 市税を滞納していない法人であること。

5 委託期間

令和8年2月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで
(認知症カフェを令和8年2月及び3月の2回実施するものとする（月1回開催。）)

6 委託料

対象経費は、仕様書を参照。

令和7年度（2ヶ月分）66,000円（非課税。月額33,000円。）

委託料は、報告書に基づいて受託者の請求により一括払いとする。

7 スケジュール

告示	令和7年12月8日（月）
質問書の受付	令和7年12月8日（月）～17日（水）午後5時まで
質問書の回答	令和7年12月10日（水）～19日（金）※順次回答

公募申込書等の提出	令和7年12月24日（水）午後5時まで
実地調査	令和8年1月上旬
選定結果通知発送	令和8年1月下旬
業務委託契約締結	令和8年2月1日（日）

8 質問受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「甲府市認知症カフェ運営事業についての質問書」（第4号様式）により地域包括支援課に持参、またはメールで提出するものとする。回答は市ホームページ上で公開する。なお、電話による質問及び期限を過ぎての提出は認めない。

9 提出書類及び提出方法

提出書類は次の（1）から（4）とし、提出方法は地域包括支援課に持参または提出期限までの書留郵便とする。

- (1) 甲府市認知症カフェ運営事業公募申込書（第1号様式）
- (2) 甲府市認知症カフェ運営事業提案書（第2号様式）
- (3) 事業計画（第3号様式）
- (4) その他添付書類（原則として次のアからカ全てを提出するものとする。）
 - ア 定款
 - イ 役員名簿
 - ウ 納税証明書（未納の無い証明）
 - エ 安全管理マニュアル、苦情対応マニュアル
 - オ 認知症カフェ設置場所の平面図
 - カ パンフレット、事業概要等法人の業務内容がわかる書類

10 選定方法

参加資格要件や提出書類の確認、ヒアリング及び実地調査を行い、福祉部内に設置した選定委員会において、「甲府市認知症カフェ運営事業者選定要領」に基づき審査し、委託事業者の選定を行う。

選定結果は、各参加申請者に対して文書で通知する。

選定した法人は、市ホームページ上に掲載し、公表する。

11 参加申請者の失格

参加申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申請者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

13 辞退

参加申請後に辞退する場合には、「参加辞退届」（第5号様式）を提出すること。

1 4 その他

- (1) 応募に関わる全ての経費は、参加申請者の負担とする。
- (2) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された事業提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 市は、提出された関係書類等を返却しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申請者が負うものとする。

1 5 問合せ先

甲府市 福祉部 福祉支援室 地域包括支援課 地域包括支援係

所在地 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎2階⑭番窓口

電話 055-237-5484 (直通)

電子メール huktshien@city.kofu.lg.jp